

## 平成28年度 救護施設みなと寮事業計画

社会福祉法人みなと寮

### 1. 理念

- (1) 利用者一人ひとりの人格・人権を尊重し、自立支援を旨として社会福祉の増進に努めます。
- (2) 利用者本位の立場に立ち、常に笑顔でサービス提供し、顧客満足を追求します。
- (3) 「福祉の情報発信源」「地域交流の場」として地域福祉の拠点となり、社会貢献に尽くします。

### 2. 基本方針

- (1) 積極的な情報公開を行い、透明性のある運営を行います。
- (2) 法令遵守に徹し、個人情報保護に努めます。
- (3) 職員は常に目標・ビジョンを持ち、継続的に業務改善に真摯に取り組み、自己改革・自己実現を目指します。
- (4) 社会福祉法人としての専門性を生かし、常に「well being」を実践しつづけます。

### 3. 目的

生活保護法第38条第2項に定められた救護施設であり、保護の実施機関より依頼された、身体や精神に障がいなどがあり、経済的な課題も含めて日常生活を送る事が困難な人たちを対象に、日常生活支援を行うことを目的とします。

また、地域生活移行支援や就労支援などに取り組み、地域での自立生活を目指し、循環型セーフティネット施設として機能するために、利用者の地域や他種別施設への移行促進を図ります。(利用定員200名 男性135名 女性65名)

### 4. 重点項目

社会福祉法の一部改正への対応を中心に、重点的に以下の取り組みを行います。

- (1) 社会福祉法人及び救護施設の存在意義を高めていくため地域の福祉ニーズを把握し、地域公益活動・社会貢献事業に積極的に取り組む。
- (2) 安定した施設運営を行い、社会福祉充実残額を確定できるように施設の大規模改修、維持管理に備えた中長期計画を作成する。(16. 中・長期計画参照)
- (3) ホームページにて施設運営状況をきめ細かく公開し、透明性をさらに高めていく。
- (4) 役割・責任を明確にし、法人の意思決定が隅々まで速やかに行き届く組織作りを行い、あわせてコンプライアンスの徹底に努める。
- (5) 地域社協等関係機関と協働し生活困窮者自立相談支援事業を行うとともに、就労準備支援・就労訓練事業を推し進めていく。

## 5. 地域移行支援事業の推進

### 5-1 保護施設通所事業

救護施設退所者を当施設への通所、又は職員が居宅等へ訪問しての生活指導等を実施することで、居宅で継続して安定した自立生活が送れるように支援するとともに、施設から居宅への移行促進と緊急時の受入等の有効活用を行い、利用者の選択の幅が広がる支援を実施します。

内容 「通所訓練」 施設通所による、生活指導及び就労指導等  
「訪問指導」 居宅等へ訪問による生活指導等

### 5-2 救護施設居宅生活訓練事業

救護施設に入所している利用者が円滑に居宅生活に移行できるようにするため、施設の近隣で訓練用住居を確保し、実際に居宅生活に近い環境で実験的に日常生活訓練・社会生活訓練を行うことにより、スムーズな居宅への移行へ繋がるよう支援を行います。

概要 訓練棟 3 部屋／3 名を対象とする。

訓練期間 6 ヶ月（最大1年）

訓練棟住所 河内長野市本町 2 9 - 2 8 サンビーム長野  
402 号室 501 号室 505 号室

## 6. 日常生活支援

利用者の意向の把握に努め、今後の課題や方向性を位置づける材料とし、施設の提供しているサービス・設備の改善に努め、施設運営の最適化を図ります。

そのためには利用者本人だけでなく、家族や実施機関とも連携しながらより良いサービス提供に努めていきます。リスク回避の優先や先入観だけの支援とならないよう、常に個人々の有している能力の維持・向上ならびに長所に目を向け、過剰介護の禁止に努めていきます。また、地域生活への移行に向けて阻害要因解消の支援についても、専門職としての果たすべき意義と考えています。

### 6-1 個別支援計画

適切なサービス提供をするために、利用者個々の状態を正しく理解し本人の意向を尊重し、個別支援計画を策定していきます。

日々の支援は個別支援計画に基づき行い、P D C A サイクルによる計画・実行・評価・見直しのプロセスを重要視していきます。

### 6-2 苦情解決

相談・苦情の申し立ては、利用者のみならず、家族等や第三者（代理人）からも申し立てができるような体制を整え、苦情受付担当者、第三者委員を配置し施設運営やサービス内容の改善を求めることができるようにしています。

段階別に、個別面接、グループミーティング（小座談会）、施設座談会（全体会）と三つのステージを用意して、利用者が直接口頭で話せる機会を設けています。

また、各階の食堂横に「意見箱」を設置し、匿名でも苦情や意見を申し出しやすい環境に配慮します。

### 6-3 リスクマネジメント

事故防止や事故後の適切な対応は社会福祉施設にとって重要な課題のひとつです。リ

スクは発生しうるものという前提に立ち、より質の高い施設サービスを求めるため、リスクマネジメントシステムの強化を図り、迅速な改善策の実行や業務マニュアルの見直しなど改善に努めます。

#### 6-4 保健・医療サービス

春季と秋季に全員の健康診断を実施して、疾病の早期発見と早期治療に努めます。また内科・精神科医による健康相談の実施を通じて、心身の健康管理の支援を行います。

利用者の自主性を妨げることなく通院の介助や服薬を施設管理とする場合もありますが、最終目標はいずれも自己通院・自己管理です。

また月1回保健衛生懇談会を実施し、利用者に対する情報提供と保健衛生教育も実施します。常に情報収集に努め、最新の正しい知識を備え、利用者の健やかな生活の実現に尽力します。

#### 6-5 感染症対策

集団生活の特性を良く理解し、利用者相互、施設職員や出入りする関係者などが媒体とならないように、感染症対策のマニュアルを策定し、日頃の意識の向上や「うがい手洗い」を基本に消毒の徹底を行い、特に冬期のインフルエンザ・ノロウイルス等の感染症予防に努めます。

#### 6-6 食事・栄養サービス

生活の中で食べることは大きな楽しみの一つでもあります。栄養と嗜好を考え、雰囲気気を配り、四季折々に季節感ある食事や行事に伴う特別な献立を用意します。また「栄養懇談会」や嗜好調査を定期的に実施し常に利用者の意見を取り入れていきます。複数の中から選択可能なメニュー作りを強化し、食への興味付け並びに楽しみを演出していきます。健康の増進・体力の維持向上を図りながら正しい食生活のあり方を理解してもらおうとともに安全で楽しく豊かな食事の提供に努めます。

### 7. 社会生活支援

利用者の社会的なつながりを回復・維持し、地域社会の一員として充実した社会生活を地域生活移行後も送れるよう、コミュニケーション作りや居場所作りを積極的に取り組んでいきます。

#### 7-1 レクリエーション

生活の活性化を図るために様々なレクリエーション活動を準備します。レクリエーションにおいてはその精神作用や身体作用の他、付加価値と利用者の特性を考えて安全に楽しく実施します。

また、利用者自身が発案・計画し実施できるような体制を整え、利用者主体のレクを随時実施していきます。

#### 7-2 クラブ活動

日々の生活の中で楽しみながら、また相互に学べる場として利用者が本当に望んでいるクラブ活動を整備拡充していきます。利用者ニーズを基に、新規設立や休止などには柔軟に対応します。

#### 7-3 家族等との連携・交流

利用者と家族等との関係が希薄なものとならないように、施設の事業計画などの情報

や利用者の近況について、近況報告や広報誌等にて定期的に連絡を行い、調整・関係修復を図っていきます。実施機関へも定期的に報告することで連携をとり、利用者への支援を行っていきます。

## 8. 就労支援

精神的・身体的機能回復や社会復帰に不可欠な社会的適応能力の回復を目的として実施していきます。これらは日課のリズムを整え、規則正しい生活習慣を身につける役割も持ち、生活の活性化や外部就労への動機付けの向上を図るといった役割も担っています。

### 8-1 施設内作業

障がいの程度あるいは利用者の特性に応じた作業訓練（内職作業・清掃作業）を段階的に実施していきます。これは、施設内での就労準備や就労訓練(中間的就労)として位置づけ様々な自立へ向けた支援の一つとします。

### 8-2 外部機関との連携

ハローワークやジョブコーチ等の有効活用、就労施策や制度にも目を向け、広域の就労支援を行っていきます。

## 9. コンプライアンス（法令遵守）による高い信頼性の確保

各種法令・指針（社会福祉法、生活保護法、個人情報保護法、虐待防止法、労働基準法、労働安全衛生法など）に定められている事項を熟慮し、情報収集を強化します。また、今求められている施設像の把握に努め、福祉施設としてのあり方に常に敏感な体制を保持していきます。コンプライアンス（法令遵守）による信頼性の高いサービスの確保が、透明性のある施設運営の第一歩という認識としています。

### 9-1 個人情報保護

個人情報保護に関しては、当法人の「個人情報に関する方針（プライバシーポリシー）」及び「個人情報保護規程」に基づいて慎重に取扱い、安全な情報管理のもとに個人情報が外部に漏洩することのないように徹底していきます。

### 9-2 人権への配慮

利用者個々の障がいに関係なく、利用者の人権や権利擁護の視点に立ってサービスを提供し、施設内外の研修も活用しながら人権侵害などが絶対に起こらないように周知徹底し、利用者が快適で自立した日常生活が送れるようにしていきます。

また、権利を実質的に保障するために障がい等により自己決定能力、選択能力が低下した人の財産管理やサービス等の契約・利用にあたっては「成年後見制度」、「地域福祉権利擁護事業」の活用を行っていきます。

### 9-3 虐待防止

虐待とは、利用者に対する不適切な言動や、利用者の心を傷つけるもの、また犯罪行為となるものまで、幅広いものととらえ、常に利用者の立場にたって利用者が身体的、心理的な苦痛等を感じることがないように努めていきます。それには職員一人ひとりの意識の向上が不可欠であり、年に1度は必ず「虐待防止チェックリスト」を実施し、その結果に基づき、研修や会議の場で議論し、職員の意識向上に取り組んでいきます。

## 9-4 プライバシー保護

利用者の「他人から見られたり知られたりすることを拒否する自由」が保護されるよう、設備面での配慮や職員の知識の向上を積極的に取り組んでいきます。

## 10. 情報公開

情報公開については、施設の活動状況が地域住民などに理解してもらえるよう、ホームページや広報誌などにて日常生活及び支援の様子、苦情解決状況やリスクマネジメント結果、財務情報など施設運営面まで積極的に情報発信していきます。また、常に内容の充実を図りつつ、できる限り情報を広く一般に開示することで、施設運営の透明性を図っていきます。（ <http://minatoryo.jp> ）

## 11. 地域公益活動の推進

地域福祉ニーズの把握を行い救護施設の運営で培ったノウハウを活かし地域で障がいや生活困窮等の様々な課題を抱える方々への相談や支援を通じて地域へ還元出来るよう活動を行っていきます。

また、全国救護施設協議会の「救護施設が取り組む生活困窮者支援の行動指針」に積極的に取り組み、その達成度を高めていきます。

### 11-1 総合福祉相談窓口の設置

施設内に総合福祉相談窓口を設置、相談支援員を配置し困窮問題に関わらず様々な相談に応じます。施設所在地の自立支援機関や社会福祉協議会、コミュニティソーシャルワーカー等と連携を図りワンストップでの支援を行っていきます。

相談窓口連絡先：0721-62-2373 救護施設みなと寮内

### 11-2 一時生活支援事業

施設機能を活用し、住居の無い生活困窮者への一時宿泊提供や、食材の支援等を行います。

### 11-3 就労訓練事業・就労準備支援事業

認定事業所として、就労準備支援事業や、就労訓練事業（中間的就労）を実施し生活困窮者を受け入れ、生活リズムの構築や就労に必要な知識向上を行います。

### 11-4 家計相談支援事業

生活困窮者が自ら家計を管理できるように相談支援を行います。必要に応じて関係機関へのつなぎ、早期の生活再生を支援します。

### 11-5 学習相談支援事業

子供が学習に取り組める場を提供します。また、日常的な生活習慣、居場所づくり等子どもと保護者の双方に必要な支援を出来る範囲で行います。

## 12. 施設機能の開放

施設利用者の生活の自立化を促進するために、社会関係の拡大を図るとともに施設自身を地域の福祉資源のひとつとして捉え地域に根ざした活動を行います。施設の設備・機能を地域住民や地域の学校などに積極的に開放し、交流を通して地域住民も施設の運営に参画し、施設利用者と地域の生活ニーズを守り高めていくよう取り組んで

いきます。

### 12-1 施設実習の受け入れ

利用者への最善のサービスを提供するためにも福祉に関する裾野を広げる取り組みが必要です。その一つとして実習生を受け入れ指導することは、実習生が福祉的センスを身につけるとともに自らの実践の後継者を確実に広げることにつながり、積極的に受け入れていきます。また実習指導者としての適切な知識・技術の習得を推進していきます。

・福祉関係大学および専門学校生・教員免許取得希望者の介護体験実習生など

### 12-2 ボランティアの受け入れ

定期的なボランティアを受け入れる事により、施設への理解を得るとともに施設の活性化、地域社会との接点、交流の機会の増加が期待されます。諸団体・グループとの関わりを図り、長期的には日常的な受け入れができるような関係づくりを目指していきます。

### 12-3 退所者への生活援助

退所された方が地域社会で安定した自立生活を送るために、対象者の来所、電話、訪問等により生活の各般にわたる相談にも柔軟に対応した支援を行います。退所者は地域関係者と位置づけ、施設行事への招待や情報提供によりバックアップ機能を担います。

### 12-4 河内長野市在宅重度障がい者入浴サービス事業

地域の重度障がい者に対し、当施設の特設機械浴槽を開放し、入浴利用することで心身ともにリフレッシュしていただきます。施設機能を開放し、有効活用してもらうことで地域の在宅重度障がい者支援を継続していきます。

### 12-5 河内長野市在宅重度障がい者短期入所事業

在宅重度障がい者の保護者等が疾病等の事由により、当該重度障がい者を介護することが極めて困難になった時に、当施設に短期入所する事で当面の生活を確保する事が目的です。入浴サービス事業とあわせて地域への支援事業と位置づけています。

### 12-6 大阪府女性相談センター一時保護委託業務

売春防止法及びDV防止法に基づき、緊急の保護または自立のための援助が必要な利用者を一定期間保護し、関係機関と緊密に連絡調整を取り、生活の立て直しと安全な生活環境の準備を目的とします。一人ひとりの求める生活像に近づけるよう一時保護終了までサポートし自立支援を推進していきます。

### 12-7 地域活動への参画

河内長野市社協を中心としたネットワーク「河内長野市社会福祉施設連絡会」において、地域ニーズの把握を行い、既存制度の狭間の課題を模索していきます。様々な社会生活上の困難を抱える人に対するニーズにあったサービスの提供を目指します。

また、「地域連絡協議会」を継続し、地元2地区（河合寺・寺元）、河内長野市、当施設の4者が加盟団体となり、運営についての報告を行い、理解を深めます。地域側からの要望があれば随時に開催し、諸問題の解決を図ります。

## 13. 防犯・防災管理対策

### 13-1 防犯対策

不審者の侵入を未然に防止する為に、職員の巡回の励行、施設設備の整備・施錠の日

常点検に努めます。また、職員等による体制の整備や地域の関係機関との連携を強化し、利用者の安全確保に努めます。

### 13-2 災害対策

出火防止、災害防止のため毎月1回防災設備等の点検管理を行い、不備欠陥のないよう安全の確保に努めます。また、有事に備え備蓄食料や物品の確保・定期チェックを行って行きます。その他、防災バケツを各部屋に設置し、利用者、職員とともに防災に対する危機意識を高めていきます。

### 13-3 防災訓練・教育

毎月1回防災訓練を実施して様々な状況（火事・地震・土砂災害等）でも安全に確実に避難誘導できるよう訓練を実施します。また、防災会議及び視聴覚指導等を併せた防災教育を行います。施設の自衛消防隊を編成し、所轄消防署の指導下において実施していきます。

### 13-4 自然災害対策

東日本大震災・阪神淡路大震災・東北大震災を教訓として、今後予想されている東南海地震や土砂災害を中心とした防災対策に取り組みます。大震災の教訓を生かした地震対策、台風・豪雨などの自然災害全般に対する災害対策を整備します。利用者・職員へ防災教育し周知徹底を図り、安全対策に万全をつくします。

## 14. 職員に関すること

施設職員として、利用者と信頼関係を結び、円滑にコミュニケーションをはかりながら利用者の心身の状態やニーズを適切に把握できる事が重要と考えています。また、チームとしてのアプローチがなければ継続的な支援は困難を極めます。職員一人ひとりがチーム（施設）の一員であるという認識のもと、専門職である一方、施設運営面をも踏まえた組織人としての調整能力を持った職員を求めています。また、内部・外部研修を活用し、介護福祉士や社会福祉士など有資格者集団を目指すことで、個々人の能力の底上げを行い、施設サービスの向上に繋がります。

職員の自己啓発力向上のため、法人意向調査や施設長面接などを活用し、目標を持って自己啓発に努める人間的成長を期待し、気持ちよく働ける職場作りを目指すことで向上心を刺激していきます。

### 14-1 研修

福祉施設の職員としての理念・倫理の醸成のため自発的な学習を奨励し、段階的に外部研修へ参加するとともに、内部研修を充実させ人権擁護等や福祉サービスの充実を図ります。また、専門的な知識の充実を図る為に適切な資格取得を奨励援助し利用者支援の向上に努めます。OJT・off-JTを使い分け、常に業務改善意識を持った職員育成を行います。

#### ①プリセプター制度

新任職員の育成に重点を置き、先輩職員による業務指導を始め、様々な側面での精神面のサポートを行いながらスキルアップを図ります。また、先輩職員の業務の振り返りの場とすることで自己研鑽に努めていきます。

## ②階層別研修

初級職員・中級職員・監督者・管理者の4つの階層別に研修計画を作成し、全国・近畿救護施設研究協議会、大阪府社会福祉協議会等主催の研修に参加し、各職位に必要なとされる知識の向上に努めていきます。

尚、権利擁護に関わる外部研修には階層に関わらず積極的に参加していきます。

## ③施設内研修（職員研修会 月1回）

職員の資質向上と問題意識の整理、そして福祉サービス提供に対する役割の自覚等の研修学ぶとともに、外部研修に参加した職員による伝達研修の実施や、人権・虐待防止といった権利擁護に関わる研修を実施していきます。

## 14-2 諸会議

### ①職員会議（月1回）

職員会議は職員全体を対象として開催し、具体的な施設運営、利用者へのサービス向上等の方針を決定する重要な会議であり、組織の意志と方向性を周知・徹底するという重要な機能を果たしています。施設の運営方針や社会福祉の現状や今後の動向等についても積極的に情報を提供し、施設長の考えや方向性も提起しながら職員全員の相互の意見交換を通して協力し合う場を提供しています。職員会議は施設運営上の基幹となる会議であり、実質的な内容を伴ったものとして、月1回開催していきます。会議のテーマは、次の5つを中心としています。

1. 事業計画（行事）の検討・見直し・改善
2. 施設運営（サービス全体について）
3. 各部署からの報告（保健・栄養・利用者サービス等）
4. 施設長の考え、方向性の確認
5. その他、緊急課題

### ②主任会議（月1回）

各部署の主担・副担の職員を中心とし、各部署間の連携強化を図り、利用者状況や運営状況について協議していきます。

### ③サービス検討会議（月1回）

支援方法や手順等の利用者サービスに直結する全ての問題を検討し、全体化していきます。また、マニュアル整備検討委員会と同時開催することにより業務内容の改善を図ります。

### ④リスクマネジメント委員会（月1回及び、随時）

利用者に直接関係する感染症や虐待防止、事故・ヒヤリハット報告等に基づくその原因や対策について協議し、再発防止などの改善策を講じ、利用者の安全確保に努めます。また、設備等環境面でのリスクについても常に意識し、両面から改善に努めていきます。また、重大事故が発生した際には臨時委員会を招集し早急に対策を検討していきます。

### ⑤苦情解決委員会（月1回及び、随時）

利用者からの苦情を聴き、単なるクレームと軽視せず、その問題を解決してより良いサービス提供ができるように検討していくとともに、業務内容の見直しを含め積極



的に業務改善に取り組んでいきます。また、苦情受付を行った際には臨時委員会を招集し、早急に対策を検討していきます。

⑥虐待防止対策委員会（月1回及び、随時）

利用者への虐待など起こりうる可能性があることから、障害者虐待防止法、高齢者虐待防止法、DV防止法などを理解し、全職員が早期発見・早期介入出来るよう虐待の定義に限定せず基盤整備を行い虐待防止に努めていきます。また、職員のストレスなど心理状態を把握できるよう様々な機会・手法を活用し抑制に努めていきます。

尚、虐待が発生した際には臨時委員会を招集し早急に対策を検討していきます。

⑦防災会議（月1回）

利用者の生活の安全確保のために、防災対策の認識と問題点の解決について検討協議をします。

⑧ミーティング（毎日）

始業時に全体ミーティングや各階のミーティングを毎日実施し、利用者の日常に生起するサービスの諸問題を報告・検討し、職員間での連絡調整の徹底を図ります。

⑨個別支援計画策定会議（随時）

利用者の希望・要望を支援の中心に据えられるように、利用者の個別支援計画の策定、見直しなどを職員間にて検討していきます。

⑩入所検討委員会（随時）

入所相談があったケースについて、各部署と協議を行い入所の是非及び入所後のサービス内容について検討を行います。

⑪マニュアル整備検討委員会（4半期毎）

利用者支援業務内容の見直しを始め、定期的にマニュアルを更新し、誰もが標準的な支援が行えるよう検討していきます。

⑫作業連絡会議（随時）

作業担当職員が中心となり、作業訓練全般について協議し、作業訓練の充実を図っていきます。

⑬食事サービス会議（月1回）

食事サービスに関する全般的な意見交換・調整を行い、より満足度の高い食事サービスの提供を検討していきます。

⑭調理勉強会（月1回）

調理員全体の技術向上のため課題を設定し、勉強会を実施します。

⑮医療・感染症予防対策会議（随時）

主に施設内感染症予防対策について検討し、多職種連携の強化を図っていきます。

⑯法人内施設 連絡会議（随時）

法人内施設の問題や課題、財務状況、職員の配置等、各施設の運営状況について共有化を図り、改善策等について検討していきます。

⑰法人内救護施設 施設長会議（随時）

法人内救護施設の課題や問題、支援方針、各施設の運営状況について共有化を図り、改善策等について検討していきます。

⑱法人内主任会議（随時）

救護・老人の種別を超えた施設現場レベルでの課題や問題、支援等の運営状況について共有化を図り改善策について検討していきます。また、必要に応じて管理者による研修会を実施し、中間管理職としての認識を高めます。

尚、種別会議では、法人内の救護施設における業務の標準化を行う為に検討を行います。

**14-3 業務の効率化**

①支援ソフトの活用

職員による利用者支援の情報共有を行い、個別支援計画作成やケース記録作成、預かり金管理等で業務の効率化を図ります。また、リスクマネジメント等について統計を取ることで、今後の利用者の支援に活かしていきます。

その他、法人救護施設共通掲示板の活用により法人内救護施設における情報の共有化を図ります。

②業務内容の随時見直し

日常業務に於いて常に課題や問題点を考えていき、様々な支援が実施出来るように日課及び支援方法について検討を行い、より効率的かつ効果的な業務となるように随時見直しを行っていきます。

**14-4 福利厚生**

福利厚生センター等を積極的に利用し、職員の健康管理やレクリエーション面の充実を図り、職場環境の質的な向上を目指す中で利用者の自立支援に有為なマンパワーの確保に努めます。

**15. 外部評価への取り組み**

組織運営、マネジメントの力や現在提供されているサービスについて外部の客観的な評価を真摯に受け止め、職員全員で分析・共有し不足するサービスの強化や改善事業の検討を重ねることで、「信頼され選ばれる福祉サービス事業者」を目指していきたいと考えています。

**15-1 第三者評価**

定期的に第三者評価を受審し、サービスの質の見直し・維持・向上に努めていきます。今年度、前回受審の期限を向かえるために受審に向けた準備を進めます。また、その結果を受けサービスの質の見直し・維持・向上に努めます。

証明書有効期限：平成29年2月24日

**15-2 外部監査**

大阪府社会福祉協議会が実施する自主監査事業の活用や、公認会計士による外部監査を実施し、施設会計の透明性を確保し社会的信頼を確保していきます。

**15-3 内部監査**

法人内各施設において法人内連絡会議や救護施設長会議、法人内主任会議を通じて施設の運営状況の確認を行い相互啓発に努め、事業の透明性を確保し社会的信頼を確保していきます。

16. 中・長期計画

項 目	中 期 (平成 28～32 年)	長 期 (平成 33 年～37 年)
経 営	<ul style="list-style-type: none"> <li>○安定した利用率の維持</li> <li>○施設運営状況の透明性の更なる向上</li> <li>○第三者評価の定期的受審によるサービスの見直しと向上</li> <li>○建物、設備の修繕計画の作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○コンプライアンスの徹底</li> <li>○建替え資金の計画的積立 (電気設備改修・移送車両の更新)</li> <li>○地域公益活動への再投下</li> </ul>
利用者サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>○人権を尊重した支援、利用者主体の個別支援の推進</li> <li>○地域生活移行支援の充実</li> <li>○生活困窮者自立支援の推進</li> <li>○安心・安全なサービス提供の継続</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生活困窮者自立支援活動の継続</li> <li>○個々の求める自己実現の追求</li> <li>○良質なサービスの開発・実施</li> </ul>
地域への公益事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○みなとフェスティバル、地域清掃活動の継続</li> <li>○地域ニーズの把握</li> <li>○河内長野市社会福祉施設連絡会を中心としたネットワークの強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域公益活動の拠点</li> <li>○地域コミュニティの活性化・地域自治の推進活動</li> </ul>
人 材 育 成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○福祉人材（介護職員）確保の促進</li> <li>○プリセプター制度の内容強化</li> <li>○職員研修（OJT・OFF-JT）計画の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○専門的知識の向上</li> <li>○知的探究心の強い職員の育成</li> </ul>
建 物・設 備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○建物、設備の修繕・維持管理及び備品更新計画の立案と実施 ・給食設備改修工事</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○建物、設備の修繕計画の実施</li> <li>○備品の計画的更新</li> </ul>

年間計画表

No. 1

	日常生活支援			
	個別支援（生活支援）	保健・医療支援	食事サービス	
			栄養関係	特別献立
4月	日課・介助の見直し	ラジオ体操参加		「創立記念日」「昭和の日」 野外食「お花見」
5月	個別面接の充実	春季健康診断	栄養指導	「憲法記念日」「端午の節句」「母の日」
6月	身辺・衣類整理（衣替え）	胸部X線検査 <small>（陈旧性肺結核有所見者チェック）</small> 視聴覚指導 <small>（ビデオ）</small>	残菜・嗜好調査 食中毒防止強化月間 視聴覚指導 <small>（ビデオ）</small>	「虫歯予防デー」 「父の日」
7月	寝具交換	林間学校参加者体調チェック	食中毒防止強化月間	「七夕」「海の日」「土用の丑」
8月	個別サービスの見直し	夏季疾病予防（熱中症）	帰省時の栄養指導 食中毒防止強化月間	「山の日」「お盆」
9月	社会保障制度の見直し	服薬自主管理者懇談会	食中毒防止強化月間	「防災の日」「模擬店」「敬老の日」「お月見」「秋分の日」
10月	寝具交換	秋季健康診断（胸部X線検査全員） 視聴覚指導 <small>（ビデオ）</small> インフルエンザ予防接種	残菜・嗜好調査 食事内容チェック 視聴覚指導 <small>（ビデオ）</small>	「体育の日」
11月	個別面接の充実	野外生活訓練体調チェック 10月の胸部X線検査異常者のみ、直接撮影精査 肺炎球菌予防接種（65歳以上）		「文化の日」 「勤労感謝の日」
12月	個別サービスの充実	正月帰省者の保健指導 冬季疾病予防	帰省時の栄養指導 食中毒防止強化月間	「冬至」「天皇誕生日」 「クリスマス」「もちつき」 「年忘れ会」「年越し」
1月	感染症対策の強化	冬季疾病予防 <small>（インフルエンザ・ノロウイルス）</small>	食中毒防止強化月間	「おせち料理」 「七草粥」「小正月」
2月	日課・介助の見直し 新年度に向けての検討	肥満度チェック	肥満者対象懇談会・残菜・嗜好調査 食中毒防止強化月間	「節分」「建国記念日」 「バレンタインデー」
3月	新年度に向けての検討	治療食者懇談会	治療食者懇談会	「ひな祭り」「ホワイトデー」「春分の日」
備考	ラジオ体操（毎日2回） 各階利用者座談会（毎月） 買い物（月2回） 個別支援会議（随時）	全館消毒（毎日） 利用者のうがい・手洗い 保健衛生懇談（毎月） 血圧体重測定（毎月） 通院確認（毎月）	献立会議（毎週） 選択献立（週1回） 食事サービス会議（毎月） 調理勉強会（毎月） 害虫駆除（毎月） 居宅訓練利用者調理実習（随時）	誕生会（毎月） 鍋料理（11月・2月・3月） 選択献立（週1回） バインク料理（5月・8月・12月）

年間計画表

No. 2

	社 会 生 活 支 援		就 労 支 援	
	施設行事	家族交流	施設内作業	その他
4月	お花見	面会、外泊可能な家族への働きかけ	種目別人員配置の検討 継続的参加増進	各就労支援団体との連携強化
5月	イチゴ狩り		業者との意見交換	
6月	日帰りレクリエーション		稼働能力の現状把握	排水路清掃 (喫茶作業) 季節メニュー追加
7月	林間学校		施設内清掃作業支援 作業内容見直し	
8月	盆踊り 納涼カラオケ大会	家族連絡調整 盆帰省確認	夏期作業従事者懇談会 大掃除 盆休み	
9月	みなとフェスティバル 敬老祝賀会	みなとフェスティバル	作業工賃の見直し	排水路清掃 (喫茶作業) 季節メニュー追加
10月	作業従事者食事会		継続的参加増進	
11月	野外生活訓練 救護施設合同文化事業		稼働能力の現状把握	
12月	クリスマス もちつき	正月帰省確認	年末作業従事者懇談会 大掃除	排水路清掃
1月	新年祝賀会 元旦競技大会 新春カラオケ大会		種目別人員配置の検討 清掃作業の見直し・配置の検討	(喫茶作業) 喫茶メニュー検討
2月	豆まき		作業工程・内容の見直し	障がい者雇用施策との連携強化
3月	日帰りレクリエーション		年度総括	排水路清掃
備考	ビデオ上映会(毎週) 誕生会(毎月)	近況報告(随時) 面会調整(随時)	作業場安全確認(毎日) 参加者健康管理(毎日) 工具保管確認(毎日) 整理整頓(毎日) 油引き ランチバック等	

年間計画表

No. 3

ク ラ ブ 活 動						
	美術クラブ	音楽クラブ	習字クラブ	手芸クラブ	陶芸教室	レクリエーションクラブ
4月	鯉のぼり作成	リズム遊び	毛筆・硬筆の自由練習(テーマ:春)	自由作品(本人の作りたい物)	シーサーの作製	野外活動(お花見)
5月	自由画	自由練習 カラオケ練習	毛筆・硬筆の自由練習(テーマ:春)	ミニ座布団	シーサーの平面タイプの作製	野外活動 (イチゴ狩り)
6月	七夕飾り作成	自由練習	毛筆・硬筆の自由練習(テーマ:夏)	ミニ座布団	橋台夏祭りに向けてのバザー商品作製	屋内運動
7月	フェスティバル準備	リズム遊び	フェスティバル用の作品作り	ぬいぐるみ作り	橋台夏祭りに向けてのバザー商品作製	屋内運動
8月	フェスティバル準備	合奏練習	フェスティバル用の作品作り	バザー作品	橋台夏祭り準備 ファインエリアバザー商品作製	作品作り (フェスティバル)
9月	自由画	合奏練習	毛筆・硬筆の自由練習(テーマ:秋)	がま口ポーチ	ファインエリア・くすのか・延命寺バザー商品作製	合同文化事業の練習
10月	写生画	リズム遊び	毛筆・硬筆の自由練習(テーマ:秋)	リース(大きい物)	ファインエリザー準備、延命寺バザー商品作製	合同文化事業の練習
11月	クリスマス飾り作成	新春かた竹大会に向けて練習	毛筆・硬筆の自由練習(テーマ:冬)	リースの飾り物	延命寺バザー・くすのかホールバザー準備	屋内運動
12月	正月飾り作成	新春かた竹大会に向けて練習	書き初めの練習	リースの飾り物	来年の干支と雛人形作製	クリスマス会 もちつき
1月	節分飾り	自由練習	書き初めの清書 毛筆・硬筆の自由練習	ひな人形	来年の干支と雛人形作製	将棋大会 サイコロゲーム カラオケ大会
2月	お雛さま作成	カラオケ練習 リズム遊び	毛筆・硬筆の自由練習(テーマ:冬)	ひな人形	5月に向け金太郎等の作製	屋内運動
3月	自由画	合奏練習	毛筆・硬筆の自由練習(テーマ:冬)	自由作品(本人の作りたい物)	5月に向け金太郎等の作製	日帰り レクリエーション
実施日	木曜日 15:30~17:00	日曜日 16:00~17:00	土曜日 15:00~16:00	日曜日 14:30~15:30	木・土曜日 13:30~15:00	土曜日 13:30~14:30

年間計画表

No. 4

	研 修 計 画		災害対策
	施設外研修	施設内研修（職員研修会）	
4月	近畿救護施設協議会新任職員研修会	新任職員研修	消防計画・器具 総合防災訓練 (消防立ち会い・水消火器使用)
5月	一時保護委託施設連絡会議 富田林保健所管内 特定給食研究会 自衛消防隊部会視察研修会	喉詰り時の対応研修	防災訓練（通常）
6月	感染症・食中毒予防対策研修 近畿救護施設研究協議会大会	感染症予防研修（食中毒等）	防災訓練（夜間） 視聴覚指導（ビデオ）
7月	富田林保健所管内特定給食研究会 同和・人権問題啓発講座 栄養士・調理師研修会 多民族共生人権研究会 保健師・看護 師研修会	普通救命・AED研修（消防署合同）	自然災害防災訓練(台風)
8月		生活保護費研修	防災訓練（地震）
9月	栄養士・調理師研修会 大阪府配偶者暴力相談支援セ ンター関係職員研修 人権・同和問題企業啓発講座	防災・災害研修	総合防災訓練
10月	危険物取扱者部会視察研修 全国救護施設研究協議会大会 人権・同 和問題企業啓発講座 従事者部会研修会 看護職員等研修会 合同 防火研究会 リスクマネジメントに関する研修会 近畿救護施設協 議会上級職員研修会	新任職員フォローアップ研修	視聴覚指導（ビデオ） 防災訓練（夜間想定）
11月	感染症予防対策講習会 河内長野市企業人権協 議会研修会 富田林保健所管内特定給食研究会 近畿救護施設協議会個別支援計画研修会	感染症予防研修 (インフルエンザ・ノロウイルス)	防災訓練（通常） 秋季全国火災予防運動
12月	企業トップクラス研修会 DV被害母子支援事業研修会 救護施設福祉サービス研修会 近畿救護施設協議会ケ ース事例検討研修会	個別支援計画研修	防災訓練（通常） 年末年始災害防止特別警戒
1月	全国厚生事業団体連絡協議会研究会議	人権・権利擁護虐待防止研修	防災訓練（地震） 年末年始災害防止特別警戒
2月	富田林保健所管内特定給食研究会 DV被害母子支援事業研修会	生活困窮者自立支援法研修	自然災害防災訓練
3月		平成29年度事業計画書について	防災訓練（夜間想定） 春季全国火災予防運動
備考	生活困窮者に関する研修（随時） CSW養成研修（随時） 就労訓練担当者研修（随時） 成人施設部会に関する研修	伝達研修（随時） 法人内研修(随時)	防災会議(月1回) 防災設備自主点検(月1回)

年間計画表

No. 5

	施設機能の開放			地域公益活動
	自活者支援	実習生 ボランティア	地域交流	
4月	総合防災訓練の参加 観桜会招待	散髪ボランティア		
5月	春季健康診断 イチゴ狩り招待	散髪ボランティア	定例地域連絡協議会 延命寺春のチャリティー会	近隣排水路清掃
6月	個人面談	散髪ボランティア		
7月	林間学校招待	散髪ボランティア		
8月	就労支援 社会資源の活用	散髪ボランティア	楠台夏まつり	
9月	みなとフェスティバル招待 敬老祝賀会招待	散髪ボランティア		みなとフェスティバル 近隣排水路清掃
10月	インフルエンザ予防接種 秋季健康診断 作業従事者食事会招待	散髪ボランティア	川上小学校運動会 くすのかホールまつり フラインエリアフェスティバル	
11月	野外生活訓練招待 肺炎球菌予防接種（65歳以上）	散髪ボランティア	川上小学校交流会 延命寺秋のチャリティー会	
12月	体調確認（感染症）	散髪ボランティア		観心寺清掃 近隣排水路清掃
1月	新年祝賀会招待 新年競技大会招待	散髪ボランティア		
2月	伊勢任意旅行招待	散髪ボランティア		
3月	個人面接	散髪ボランティア		近隣排水路清掃
備考	バイキングの招待（5月・8月・12月） 福祉・生活相談（随時） 中間的就労提供（随時）	河内長野市社協ボランティア （随時）	入浴サービス（週1日） ショートステイ（随時） 一時保護（随時）	



## 平成28年度 生計困難者に対する相談支援事業 事業計画書

社会福祉法人みなと寮

### 1. はじめに

救護施設みなと寮は、第二種社会福祉事業「生計困難者に対する相談支援事業」を実施する。

この事業は、社会福祉法人として目に見える形で公益活動を実践するため、地域の援護を必要とする方に対する相談活動を活発化し、関係機関との連携を十分に行い、相談活動を行う中で、援護を必要とする方の心理的不安の軽減を図り、また必要な制度、サービスにつなぐこととする。そして、生活保護等の既存制度では対応できない方で、経済的困窮により医療や介護等の必要なサービスの利用が阻害されている方がいる場合、その費用等の全部または一部を支援する経済的援助を行う。

### 2. 総合生活相談員（コミュニティソーシャルワーカーやスマイルサポーター）の配置並びに総合生活相談活動

本事業を実施するために、当施設に総合生活相談員（コミュニティソーシャルワーカーやスマイルサポーター）を配置し、地域で生活課題を抱える方の相談が起こった際に対応し、課題の解決に努める。

### 3. 経済的援助

援助を必要とする方からの相談を重ねる中で、経済的援助の必要性を判断した総合生活相談員（コミュニティソーシャルワーカーやスマイルサポーター）は、相談内容に関する資料を作成し、施設長に報告するものとする。施設長は、総合生活相談員（コミュニティソーシャルワーカーやスマイルサポーター）からの報告に基づき、経済的援助の可否を決定する。

### 4. 研修会等への参加

総合生活相談員（コミュニティソーシャルワーカーやスマイルサポーター）は、相談援助技術の向上を目的に、各種研修会等に参加する。

- ① コミュニティソーシャルワーカー養成研修会
- ② コミュニティソーシャルワーカースキルアップ研修会
- ③ 相談援助技術研修会
- ④ その他、本事業実施にあたり必要な研修会

## 平成28年度 みなと寮 生活困窮者就労訓練事業 事業計画 (生活困窮者自立支援法に基づく中間的就労)

社会福祉法人みなと寮

### 1. 目的

生活困窮者自立支援法に基づき、直ちに一般就労が困難な人に対し、就労の機会と必要な訓練等を提供する「就労訓練事業」（いわゆる「中間的就労」）について、生活困窮者が一般就労への移行へ向けて訓練計画を作成し実施する。

### 2. 就労訓練事業の対象者

就労訓練事業の対象となる者（以下「対象者」という。）は、自立相談支援機関のアセスメントにおいて、将来的に一般就労が可能と認められるが、一般就労に就く上で、まずは本人の状況に応じた柔軟な働き方をする必要があると判断された者であって、福祉事務所設置自治体より支援決定を受けた方を対象者とする。

### 3. 就労支援

就労訓練事業は、一般就労に直ちに就くことができない者に対し、本人の状況に応じ、就労の場を提供するものであるが、その最終的な目標は、対象者が支援を要せず、自立的に就労することができるように支援を行う。

このため、対象者の就労状況を適切に把握し、作業内容について助言を行うほか、自立相談支援機関とも連携の上、対象者が一般就労に就くことができるようにするための相談援助その他の支援を行うために下記の内容を実施する。

- ①就労支援プログラムを策定する。
- ②対象者への就労等の状況を把握し、必要な相談、指導及び助言を行う。
- ③自立相談支援機関及び関係機関との連絡調整を行うこと。
- ④以上のほか、対象者に対する就労等の支援について必要な措置を講じる。

### 4. 訓練の内容及び定員

対象者については、専門的な技能及び知識を持っていることや、それを生かした業務を行うことができる可能性は、一般的には低いと想定され、対象者の中には、一定の作業量を定時に行うことができない者が一定程度含まれ、対象者の個々の適性を把握した上で、必要に応じて既存の業務を分解すること等により、対象者の状態や就労訓練事業における就労形態（雇用型、非雇用型）に応じた施設内作業を分割して行う。

**【訓練内容】**

館内清掃、敷地内清掃、シーツ交換、配膳補助、農園作業など

**【定員】**

6名

**5. 雇用関係の考え方**

就労訓練事業における就労は、対象者の状態に応じた業務内容や、多様な就労の仕方が想定されることに鑑み、雇用契約を締結する場合（「雇成型」）及び雇用契約を締結しない場合（「非雇成型」）の双方の形態を対象者の状況に応じて実施する。

**5-1 雇成型**

雇成型の場合は訓練計画という形式ではなく、一般の労働者に求められるような一定期間（半期等）ごとの個人目標の形式で就労支援プログラムが策定され、これに基づき、就労支援担当者及び自立相談支援機関による状況把握も、当該期間について実施する。（最低賃金の確保）

**5-2 非雇成型**

非雇成型の場合は就労支援プログラムが訓練内容を定めた計画（訓練計画）に基づき、就労支援担当者及び自立相談支援機関による定期的・継続的な状況把握を行い雇成型に結びつくよう支援を実施する。（インセンティブによる賃金の支払い）